

# 監事の意見書

(令和3年度 監査報告から抜粋)

## 1 会計監査について

### (1) 監査の概要

令和3年度決算については、令和3年度一般会計及び特別会計に関わる収支計算書及び財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書）、附属明細書、財産目録（以下「決算報告書」という。）並びに証憑書類、元帳等帳簿その他関係書類等について、監事全員が分担の上、決算報告書の表示・開示の検討及び元帳等との照合、元帳等帳簿の閲覧・通査、残高証明書・預金通帳・契約書等の証憑との照合、商品・貯蔵品の棚卸立会及び現金実査表の確認、役員及び職員の報告及び説明並びに監事からの質問等を実施し、監事相互に意見交換を行い、会計監査を実施した。

### (2) 監査の結果

収支計算書及び財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書）、附属明細書、財産目録内訳表については、適正に処理されているものと認められた。

なお、令和2年度監査報告に記載のあった過年度の会費収入の過年度修正額については、令和3年度決算において整理されており、会費収入として計上されている。

また、令和3年度において、賞与引当金の計上及び商品の評価減の計上を行っているが、いずれも公益法人会計基準への準拠を目的として行ったもので適切な会計処理の適用である。これらの適用により従来の方法に比べて当期一般正味財産増減額は、15,098,797円減少している。

### (3) 意見

#### ① 会計処理の見直しについて

令和3年度においては、(2) 監査の結果に記載した賞与引当金の計上及び商品の評価減の計上の他に、ファイナンス・リース取引に関して、賃借料処理からリース資産、リース債務への計上への変更、資金管理目的の特別会計における現金預金の特定資産への振替等を行っているが、いずれも公益法人会計基準に照らしてより望ましい会計処理の適用である。これらの会計処理の見直しは、財務部担当役員と監事が意見交換し、相互に了解の上で進められたものである。今後とも財務諸表の作成、日常的な会計処理については、必要に応じて、財務部担当役員と監事は相互に連携して会務に当たることを要望する。

## ② 会館拡充積立資産について

会館の拡充のために会館特別会計に 115,166,275 円の特定資産を有しているが、それとは別に一般会計に会館拡充準備金 50,000,000 円を保有している。それぞれの設定の目的、背景は異なるが、会館拡充についての計画が策定されていない。二つの会計区分で同一目的の特定資産を有する理由を確認するとともに、会館拡充に関する将来のビジョンを示しておくことが望ましい。

## ③ 共済会特別会計の財務諸表の取扱いについて

平成 22 年度決算から、共済会特別会計の財務諸表は、連合会から、分離され、今日に至っている。

ただし、共済会特別会計の財務諸表は、共済会ではなく連合会で審議決議されていること、連合会の税務申告が、共済会の財務諸表を合算した財務諸表を基準としてなされていること、連合会の銀行残高証明書には、共済会の預金残高が含まれていること、共済会幹事会は存在するが連合会のウェブサイトにおける連合会組織図でも日調連の中の組織として明示されていることを見ると、対外的に共済会が連合会とは別組織であると理論的に説明できるかが疑問である。これらの状況を鑑みて、今後の共済会特別会計の財務諸表の取扱いについて整理されたい。

## 2 業務監査について

### (1) 監査の概要

令和 3 年度業務監査については、2 回の監査会のほか、理事会及び全国会長会議に出席し、また、連合会のグループセッション内の意見交換等を通じて、連合会役員の業務執行状況について監査を行った。

中間監査、期末監査においては、役員に事業計画に関する経過報告及び関係資料の提出を求め、必要に応じて質疑応答を行った。

### (2) 監査の結果

役員は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、臨時総会が開催できないなど、一部未執行となった事業もあったが、適宜適切な判断により、土地家屋調査士制度の充実と発展のために、業務改善と事業計画の執行に努力していることが認められた。

### (3) 意見

中間監査、期末監査において、会務執行状況の報告を聞き、連合会の役員及び委員各位が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下にもかかわらず、真摯に業務執行を行っ

ていることが感じ取れた。今後も厳しい状況が続くものと想定されるが、益々の土地家屋調査士制度の充実と発展のために、以下の事項につき意見を付す。

① 業者選定に関する規定、基準の制定について

連合会が、物品を納入する業者あるいは業務を委託する業者を選定するに当たり、その選定の基準を定める規定、基準の制定が望まれる。また、随意契約を行う場合の要件についても当該規定、基準に明確に定めておくことが望まれる。

② 土地家屋調査士総合研究所（仮称）の創設について

独立したシンクタンク機能を有する機関としての土地家屋調査士総合研究所（仮称）の創設については、協議、準備をしっかりと行った上で進めていただきたい。

③ 不動産の管理人、土地境界の管理業務への参画について

令和 3 年度には、法務省との折衝の中で一定の評価ができる成果があったと思う。引き続き取り組んでいただきたい。

④ 連合会と各土地家屋調査士会の組織強化と連携について

会費徴収の誤謬問題は、令和 3 年度に清算が完了した。このような問題が起きないように、登録に関する事務を厳正に行っていただきたい。また、各土地家屋調査士会からの照会等についてもスピード感をもって対応いただきたい。

⑤ 土地家屋調査士試験受験者増加等への施策について

土地家屋調査士試験受験者数は、令和 3 年度が 3,859 人であり、10 年前の平成 23 年度の受験者数 5,056 人と比べて 24%下落している。合格率の上昇により、合格者数は一定人数確保できているが、令和 4 年 4 月 1 日現在の 60 歳以上の会員が全体の約 50%であることを考えると、土地家屋調査士試験受験者の増加の施策は喫緊の課題である。令和 4 年度において、土地家屋調査士試験日ポスターの掲示、小冊子の配布等の啓発活動を行っていくことになるが、合格者のアンケート等によりその成果を事後検証することが肝要である。

また、令和 4 年 4 月 1 日現在の女性会員数は全体の約 3%に過ぎない。土地家屋調査士の業務の性格上やむを得ない部分もあるが、誤ったイメージによるところもあると考えられ、引き続き啓発活動を継続していただきたい。令和 3 年度においては、女性向け転職サイトへの掲載等の啓発活動を行っているが、その成果についても検証いただきたい。

### 3 監査の総評

令和 3 年度監査における会計監査及び業務監査については、前記のとおり慎重かつ厳格に監査を行った。令和 2 年度の課題であった会費徴収の誤謬については、適切に整理されている。今後の会費徴収に関しての疑義を生じさせないために会則の改定が予定されており、今後の業務において対応いただきたい。

令和3年度においては、より適切な公益法人会計基準への準拠のために、前記のとおり  
の会計処理の変更を行っている。その他については、会計は適正であり、業務についても適  
正かつ円滑に処理されたものであることを認める。引き続き公益法人会計基準に準拠した会計  
処理の適用を要望する。

新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が解消され  
てはいるものの完全に収束してない状況であることから、全国の会員やご家族、事務局職員  
の健康と安心安全の確保を第一義に各種会務についての運営方法について検討いただき  
たい。

以上